

令和4年度第1回鳥取県東部保健医療圏地域保健医療協議会全体会議
及び医療提供部会合同会議（兼 第1回地域医療構想調整会議）次第

【日 時】令和4年10月13日（木）午後6時30分から8時まで

【場 所】東部医師会館（鳥取市富安1丁目75）及びWeb会議

- 1 開会・あいさつ
- 2 委員長・副委員長の選出
- 3 議題
 - (1) 新型コロナウイルス感染症を踏まえた地域医療構想の進め方について【資料1】
【参考資料1】【参考資料2】【別紙1】【別紙2】
 - (2) 外来・在宅医療提供体制に係る調査の実施について【資料2】【参考資料3】【別紙3】
 - (3) 令和5年度鳥取県医療介護総合確保基金（医療）の圏域要望に係る提案と対応方針（案）
【資料3】【参考資料4】
- 4 報告
 - (1) 医師の働き方改革について【資料4】
 - (2) 外来機能報告制度について【資料5】
 - (3) 医療機能情報提供制度について【資料6】
 - (4) 医療法人の事業報告書等について【資料7】
 - (5) その他
- 5 閉会

～資 料～

【資料1】新型コロナウイルス感染症を踏まえた地域医療構想の進め方について

【資料2】鳥取県外来医療計画及び外来・在宅医療提供体制に係る調査の実施について

【資料3】令和5年度鳥取県医療介護総合確保基金（医療）の圏域要望に係る提案と対応方針（案）

【資料4】医師の働き方改革について

【資料5】外来機能報告制度について

【資料6】医療機能情報提供制度について

【資料7】医療法人の事業報告書等について

【参考資料1】令和2年度時点の東部保健医療圏の病院の機能分担と連携の方向性に係る資料

【参考資料2】第8次医療計画の策定に向けた国の検討体制及び鳥取県の今後のスケジュール

【別紙1】地域医療構想の推進に係る対応方針調査様式

【別紙2】R4対応方針調査医療機関一覧

【参考資料3】外来医療計画について

【参考資料4】鳥取県医療介護総合確保基金（医療）

【別紙3】外来・在宅医療提供体制に係る調査票（案）

○鳥取県東部保健医療圏地域保健医療協議会条例

平成29年12月22日

鳥取市条例第63号

(設置)

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、鳥取県東部保健医療圏地域保健医療協議会（以下「協議会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 協議会は、地域保健医療計画の実施に関する事項について、専門的な立場から客観的な視点で必要な調査及び審議を行う。

(組織)

第3条 協議会は、委員65人以内で組織する。

(委員)

第4条 委員は、その協議する事項に関し知識又は経験を有する者のうちから、市長が委嘱する。

2 委員の任期は、2年以内とし、再任を妨げない。ただし、欠員を生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 協議会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は、委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、議事に関係のある委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

2 会議の議事は、出席した委員の過半数で決するものとする。

3 協議会は、必要があると認めるときは、議事に関係を有する者に対して出席を求め、その意見又は説明を聞くことができる。

(部会)

第7条 協議会は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員は、協議会が指名する。

3 前条の規定は、部会の会議について準用する。

(庶務)

第8条 協議会の庶務は、健康こども部において処理する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

鳥取県東部保健医療圏地域保健医療協議会運営要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、鳥取県東部保健医療圏地域保健医療協議会（以下「協議会」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものである。

(組織)

第2条 協議会は、全体会議及び専門部会で構成する。

2 専門部会は、医療提供部会、健康づくり部会及びへき地・救急医療部会で構成する。

3 全体会議及び専門部会は、それぞれ次の各号に掲げる人数の委員をもって組織する。

- (1) 全体会議 15人以上
- (2) 医療提供部会 10人以上
- (3) 健康づくり部会 10人以上
- (4) へき地・救急医療部会 10人以上

4 地域医療構想調整会議は、全体会議及び医療提供部会で構成する。

(協議事項)

第3条 全体会議は、地域保健医療計画の実施に関する事項を協議するものとする。

2 専門部会は、調査審議事項のうち専門的な事項及びその他必要な事項について協議するものとし、その具体的な内容は次の各号に掲げる事項とする。

(1) 医療提供部会

プライマリ・ケアから先進医療までの一貫した医療及び医師の教育、研修等に資するための病診連携の機能強化に関する事項並びに精神医療、感染症等個々の疾病対策及び医師確保を中心とした医療人材確保に関する事項

(2) 健康づくり部会

住民の健康を保持増進するための疾病予防を中心とした家庭、学校、職域等における健康づくりに関する事項

(3) へき地・救急医療部会

救急医療、災害時医療及びへき地医療対策に関する事項

(部会長及び副部会長)

第4条 専門部会に部会長及び副部会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 部会長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故あるとき、又は、部会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議の招集)

第5条 全体会議及び専門部会は、鳥取市保健所長が委員長又は部会長の同意を得て招集する。

(庶務)

第6条 協議会の庶務は、鳥取市保健所において行う。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し、必要な事項は鳥取市保健所長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

この要綱は、令和2年4月16日から施行する。